

# 介護保険サービスのご利用には

# 要介護・要支援認定が必要です



介護保険のサービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。

## ●手続きの流れ●

### ① 申請する

サービス利用を希望する人（家族）は、町役場（介護支援課）に「要介護認定」の申請をしていただきます。ケアマネジャーなどの代行申請もできます。

### ② 要介護・要支援認定

#### ●訪問調査

町の担当職員が訪問し、全国共通の調査票を用いて、本人と家族に聞き取り調査を行います。

医師の  
意見書

調査項目に関連して  
記載した事項

コンピュータによる  
判定（一次判定）

#### ●介護認定審査会（二次判定）

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査を行います。

#### ●認定

介護を必要とする度合いが認定されます。

非該当

要支援1

要支援2

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

### ⑥ 更新申請する

引き続きサービスを利用する場合は、認定有効期間満了前に更新申請をしていただきます。ケアマネジャーなどの代行申請もできます。

### ⑤ サービスを利用する

ケアプランや介護予防ケアプランに基づいてサービスを利用します。原則、サービス費用の1割が利用者負担となります。（食費・居住費・日常生活費除く）

### ④ サービス計画（ケアプラン）の作成

居宅介護支援事業所と契約して、どんなサービスをどのくらい利用するかというケアプランを作ります。（要支援の場合は、町営の介護予防支援事業所と契約し、介護予防ケアプランを作ります）

### ③ 認定結果の通知

町から認定結果が通知されます。

※非該当の場合、必要な方には介護予防サービスが利用できますので、地域包括支援センターへご相談ください。

◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当  
地域包括支援センター

☎②6501 有線⑤7788  
☎②6001 有線⑤1148

## 後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

公的機関の職員を装った  
不審電話にご注意ください

6月頃から、滋賀県内で被保険者宅に、後期高齢者医療制度に関する不審な電話が多数発生しています。高齢者をねらった同様の事件は全国各地で発生しており、その主な手口は、社会保険事務所や市役所（町役場）、広域連合などの職員を装った不審者が、「医療費の還付金が発生している」と称し、金銭をだまし取るというものです。日野町や広域連合など、公的機関が次のような電話をかけることはありません。

- ◎金融機関の口座の残高桁数や暗証番号を尋ねる
- ◎金融機関のＡＴＭを操作するよう指示する

●不審な電話や訪問者があっても

●被保険者証やキャッシュカードを渡さない

●簡単に個人情報を教えない

●相手の身分を必ず確認

これから、年末年始を控え、金銭の出し入れも頻繁になるかと思えます。即座に対応せず、「おかしいな」と思ったら、警察か役場住民課保険年金担当または滋賀県後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。

◆住民課 保険年金担当

☎②6571 有線⑤7784

◆滋賀県後期高齢者医療広域連合  
☎077152213013

※：現存しない名称だが、使われることが多い